

医療法人社団 心司会 介護老人保健施設 しょうわ

通所リハビリテーション事業所運営規定

（運営規程設置の主旨）

第 1 条 医療法人社団 心司会が開設する介護老人保健施設 しょうわ（以下「当施設」という。）において実施する通所リハビリテーション（以下「当事業所」）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第 2 条 通所リハビリテーションは、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第 3 条 当事業所では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法・作業療法及び言語療法その

他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める

- 2 当事業所では、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当事業所は利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うと共に当施設職員に対し研修を実施する等の措置を講じる。
- 4 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、統合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 当施設では、明るく家庭的な雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を主とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 8 通所リハビリテーションの提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 通所リハビリテーション事業を行う主たる事業所の名称、所在地等は、次の通りとする。

- | | | | |
|---|----------|---------------|--------------------|
| 1 | 事業所名 | 介護老人保健施設 しょうわ | 通所リハビリテーション事業 |
| 2 | 開設年月日 | 平成10年7月1日 | |
| 3 | 所在地 | 埼玉県春日部市下柳1088 | |
| 4 | 電話番号 | 048-718-2111 | FAX番号 048-718-2115 |
| 5 | 管理者名 | 佐藤 龍司 | |
| 6 | 介護保険指定番号 | 1151180033号 | |

(事業所の職員の職種、員数)

第5条 当事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。必要職については法令の定めるところによる。

- | | | |
|-----|-------------------|--------|
| (1) | 医師 | 1人 以上 |
| (2) | 看護職員 | 2人 以上 |
| (3) | 介護職員 | 12人 以上 |
| (4) | 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | 1人 以上 |
| (5) | 支援相談員 | 適当数 |
| (6) | 栄養士 又は管理栄養士 | 1人 以上 |
| (7) | その他(事務員・運転手等) | 適当数 |

(従業者の職務内容)

第6条 前項の定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、当事業所に携わる従業者の総括管理、指導を行う
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、リハビリテーションプログラムを作成するとともに機能訓練の実施に際し指導を行う。
- (7) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 日曜日及び1月1日を除く日
- 2 営業時間 午前9時30分から午後4時30分とする。
ただし、午前7時00分から午後7時00分の範囲で延長サービスを実施。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーションの利用定員数は、150人とする(15単位)。

(通所リハビリテーションの内容)

- 第9条 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーションの提供にあたる従業者(以下「医師等の従業者」という。)は、診療又は運動機能検査、作業能力検査を基に、共同して、利用者の心身の状況及び意向並びに、その置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成するものとする。
- 2 医師等の従業者は、上記の通所リハビリテーション計画を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。
 - 3 通所リハビリテーションの作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。
 - 4 通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に沿ったサービスの実施状況(入浴介助、食事、送迎等)及びその評価を説明し、記録に記載する。
 - 5 以下の加算項目を実施する
 - ・ サービス提供体制加算
 - ・ 入浴介助加算
 - ・ リハビリマネジメント加算
 - ・ 若年性認知症利用者受入加算
 - ・ 重度療養管理加算
 - ・ 中重度者ケア体制加算
 - ・ 科学的介護推進体制加算

(利用者負担額)

第10条 指定通所リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所療養介護等が法定代理受領であるときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 食材料費、日用品費、教養娯楽費、基本時間外施設利用料、おむつ代、その他の費用等利用料を別に定める利用料のご案内により支払いを受ける。
- (3) 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

但し、利用者からの希望があった時には適宜状況を鑑みて送迎実施地域を検討する
春日部市、越谷市、さいたま市(岩槻区・見沼区・北区・大宮区)、吉川市、草加市、杉戸町、幸手市、宮代町、久喜市、白岡市、加須市、川口市、蓮田市、松伏町、
千葉県 野田市、関宿町

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 12 条 通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 利用に当たって、体調不良等によって通所リハビリテーションに適さないと判断される場合には、サービスの提供を中断することがある。
- ・ 金銭・貴重品の持ち込みは、原則なしとする。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。
- ・ 原則、食べ物の持ち込みを禁止する

(緊急時における対応方法)

第 13 条 指定通所リハビリテーションの提供に当たる者は、サービス提供時に利用者に症状の急変やその他緊急事態が発生したときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 指定通所リハビリテーション等の提供により、事故が発生した場合は、利用者の所在する、市町村、居宅介護支援事業者等に連絡すると共に必要な措置を講じることとする。

(非常災害対策)

第 14 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

(1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。

(2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。

(3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

(4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

(5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

(6) 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。

① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上

（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）

② 利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上

③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時

(7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(8) 当事業所は（6）に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう、連携に努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 15 条 当事業所は、安全かつ適切に質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

(業務継続計画の策定等)

- 第16条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(職員の服務規律)

- 第17条 当事業所職員は関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

- 第18条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。
- 2 当事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者、その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

- 第18条 当事業所職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団 心司会の就業規則による。

(職員の健康管理)

- 第19条 当事業所職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。
- ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

- 第20条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 感染が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
- (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する
- (3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないよう、水廻

り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。

- 4 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 5 定期的に鼠族、昆虫の駆除を行う。

（守秘義務及び個人情報保護）

第21条 当事業所職員に対して、当事業所職員である期間および当施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

第22条 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

（苦情処理）

第23条 指定通所リハビリテーション等の提供にかかる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 提供した指定通所リハビリテーション等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは定時の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定通所リハビリテーション等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう求める。

（身体の拘束等）

第24条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

（虐待の防止等）

第25条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- （2）虐待防止のための指針を整備する
- （3）虐待を防止するための定期的な研修を実施する
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（褥瘡対策等）

第26条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止す

るための体制を整備する。

(その他運営に関する重要事項)

第27条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、当事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、当事業所内に掲示する。
- 3 当施設では適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
- 4 通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団 心司会理事長と管理者との協議において定めるものとする。

付 則

この運用規程は、平成 14 年 11 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 17 年 2 月 1 日より適用する。

この運営規程は、平成 18 年 11 月 6 日より適用する。

この運営規程は、平成 19 年 4 月 1 日より適用する。

この運営規定は、平成 28 年 10 月 1 日より適用する。

この運営規程は、令和 3 年 4 月 1 日より適用する。

この運営規定は、令和 4 年 4 月 1 日より適用する。

この運営規定は、令和 6 年 4 月 1 日より適用する。

サービス内容に関する相談、苦情

① お客様相談、苦情担当

担当：相談課 048-718-2111 (2113)

② その他

当施設以外に市区町村の相談、苦情窓口等でも受け付けております。

・埼玉県国民健康保険団体連合会	048-824-2568 (苦情相談専用)
・春日部市役所 高齢介護課	048-736-1111 (代表)
・春日部市庄和総合支所 健康課	048-746-1111 (代表)
・越谷市役所 福祉部	048-964-2111 (代表)
・幸手市役所 介護福祉課	0480-42-8444
・杉戸町役場 福祉課	0480-33-1111 (代表)
・宮代町役場 介護保険担当	0480-34-1111 (代表)
・松伏町役場 住民保険課	048-991-2711 (代表)
・吉川市役所 長寿支援課	048-982-5119 (直通)
・草加市役所 介護保険課	048-922-0151 (代表)
・久喜市役所 高齢者福祉課	0480-22-1111 (代表)
・加須市役所 高齢者福祉課	0480-61-4281 (直通)
・白岡市役所 高齢介護課	0480-92-1111 (代表)
・蓮田市役所 長寿支援課介護保険担当	048-768-3111
・三郷市役所 長寿いきがい課	048-953-1111
・川口市役所 介護保険課	048-258-1110
・さいたま市西区役所 高齢介護課	048-622-1111 (代表)
・さいたま市北区役所 高齢介護課	048-653-1111 (代表)
・さいたま市大宮区役所 高齢介護課	048-657-1111 (代表)
・さいたま市見沼区役所 高齢介護課	048-687-1111 (代表)
・さいたま市中央区役所 高齢介護課	048-656-1111 (代表)
・さいたま市桜区役所 高齢介護課	048-658-1111 (代表)
・さいたま市浦和区役所 高齢介護課	048-625-1111 (代表)
・さいたま市南区役所 高齢介護課	048-838-1111 (代表)
・さいたま市緑区役所 高齢介護課	048-874-1111 (代表)
・さいたま市岩槻区役所 高齢介護課	048-791-0111 (代表)
・桶川市役所 高齢介護課	048-788-4937 (代表)
・千葉県国民健康保険団体連合会	043-254-7318 (代表)
・野田市役所 介護保険課	04-7125-1111 (代表)
・群馬県国民健康保険団体連合会	027-290-1323 (代表)
・群馬県邑楽町役場 介護高齢化	027-688-5511 (代表)
・山梨県国民健康保険団体連合会	055-223-2111 (代表)
・山梨県甲府市役所 長寿推進課	055-223-1453 (代表)
・宮城県国民健康保険団体連合会	022-222-7700 (代表)
・宮城県気仙沼市役所 高齢介護課	022-622-6600 (代表)

